

神奈川県老人保健施設協会支援相談員部会規約

第1条 (名称)

本会は神奈川県老人保健施設協会支援相談員部会と称する。

第2条 (目的)

本会は支援相談員の資質の向上と相互の交流を図り、もって円滑な業務遂行と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

第3条 (構成)

本会は神奈川県老人保健施設協会加入施設の支援相談員で構成する。

第4条 (役員)

本会の役員は個人ではなく施設単位での選任とする。

- | | | |
|------------|------|--|
| (1) 部会長 | 1名 | 部会長は本会を代表し、会務を統括する。 |
| (2) 副部会長 | 2名 | 部会長の職務を補佐し、企画の運営を司る。 |
| (3) 全体会計 | 1名 | 全体会計は部会の会計を司る。 |
| (4) ブロック長 | 3名 | ブロック長は各ブロックの運営を統括する。
また部会長の職務を補佐し、企画の運営を司る。 |
| (5) ブロック会計 | 3名 | ブロック会計はブロック会の会計を司る。
ブロック長兼任も可能とする。 |
| (6) 企画 | 6名以上 | 企画は本会の活動を企画運営する。 |
| (7) 書記 | 6名以上 | 書記は文書、記録を司る。 |
| (8) 会計監査 | 1名 | 会計監査は会計を監査する。 |

本会の役員任期は2年間とする。但し再選は妨げない。

欠員が生じた場合は、随時補充する。

第5条 (活動内容)

本会は第2条の目的のため、次の活動を行う。

- (1) 総会
- (2) 全体会 (情報交換・研修等)
- (2) ブロック会 (情報交換・研修等)
- (3) 新人研修事業
- (4) 現任研修事業
- (5) 親睦会
- (6) 役員会

第6条 (運営)

本会の運営は本会会員相互の合議により運営する。

第7条 (記録)

本会の記録は2年間保存する。

各会議録は部会ホームページに掲載する。

第8条 (経費)

本会の経費は神奈川県老人保健施設協会部会費を充当する。

本会の会計年度は毎年4月1日～3月31日とする。

本規約は平成10年4月1日より施行する。

改訂 平成13年4月1日

改訂 平成14年4月1日

改訂 平成15年4月1日

改訂 平成16年4月1日

改訂 平成18年4月1日

改訂 平成25年4月1日